

5. 計画推進のための留意事項

1) まちづくりに関わる各主体の連携体制の確保

＜まちづくりは住民や民間事業者が主役＞

- ・ まちは本来、住民や民間事業者が主役となってつくり上げられるべきものである。行政単独では、基盤整備はできても、真のまちづくりや活性化を図ることはできない。また、地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中で、まちづくりにおいて行政が資金面で主導・支援できる範囲は小さくなってきている。
- ・ 望ましいまちづくりを実現するためには、民間事業者による合理的経済活動がまちづくりの方向性と一致するように、行政がビジョンを明示することが求められる。また、住民がまちづくりを主体的に担うことで、まちづくりの推進力が高まり、加速度的にまちづくりが進む。
- ・ 行政としては、住民や民間事業者から見た不確実性のリスクを回避し、誘導していくことも必要である。また、明確なビジョンを示すことにより民間事業者に予見可能性を与え、リスクの低減に努めるほか、民間事業者が公的な政策目標の実現に寄与する場合には、インセンティブを明示し、人（担い手支援・コーディネート等）・もの（周辺のインフラ整備等）・金（補助金、公的出資・融資等）等の支援を積極的に行う。

＜観光まちづくりにおける各主体の役割分担＞

- ・ 行政は、担い手育成、指針作成、専門家派遣、社会実験的な取組み、といったことが役割となる。
- ・ 住民、民間事業者には、これらを踏まえながら、全体の方向性を伸ばす取組みを展開し、地域全体を牽引する推進力となることが期待される。
- ・ 行政は、“芽だし”が重要であり、その後、動き出すまでの助走期間や動き始めた際の支援施策を実施し、住民や民間事業者の取組みに対するモチベーションアップや仲介を行う。

＜富士河口湖町観光立町推進条例における役割分担＞

- ・ 条例では以下のように定めている。

●住民

- ・ 町民は、観光立町の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。
- ・ 町民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取組みに参画するよう努めるものとする。

●観光産業

- ・ 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより地域の活性化に努めるものとする。
- ・ 観光事業者は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

る。

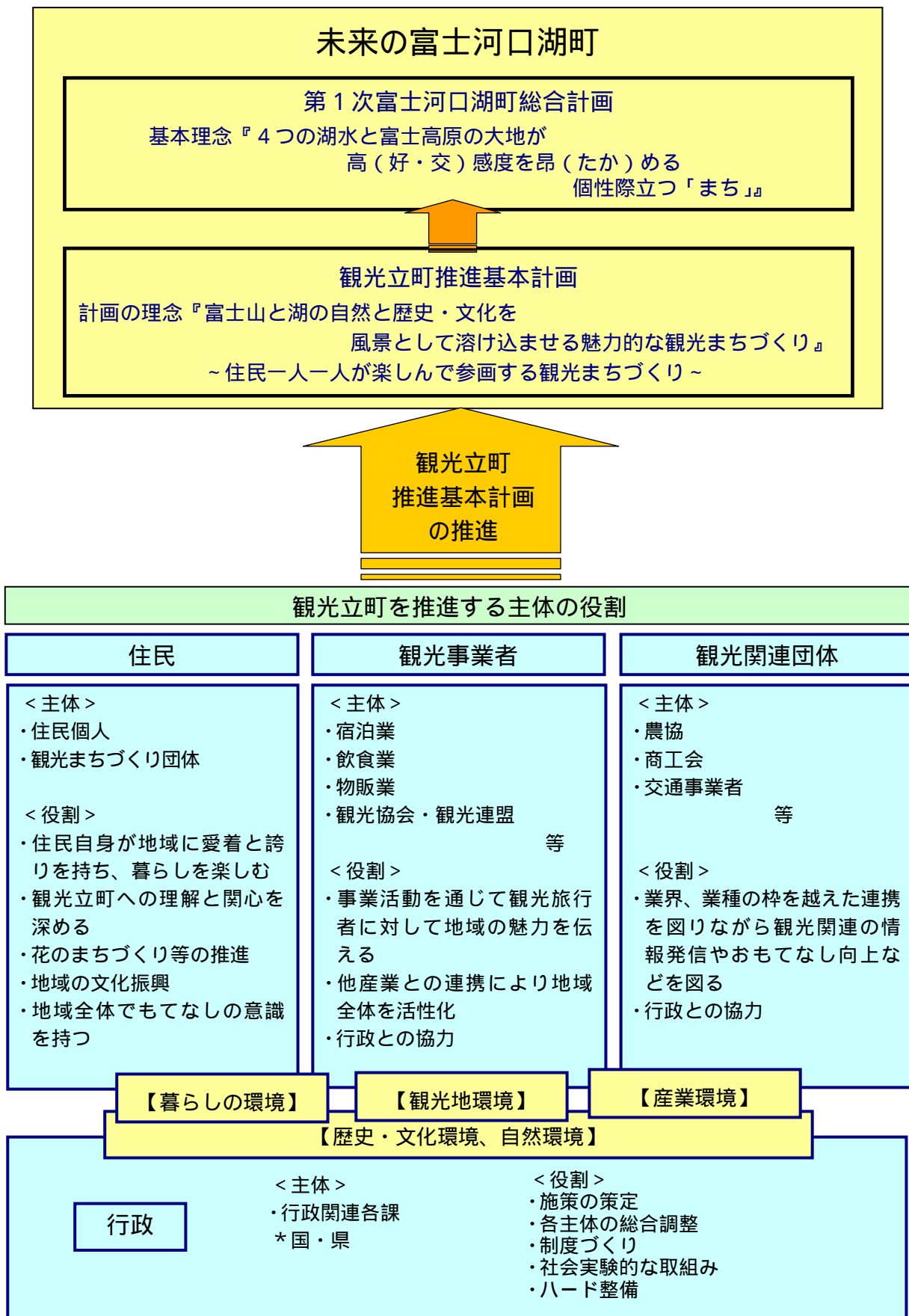
●関係団体

- ・観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行なうよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。
- ・観光関係団体は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

●行政

- ・町は、条例に規定する基本理念に則り観光立町の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ・町は、町、町民、観光事業者、観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行なうものとする。

■官民の役割分担による計画の推進



2) 計画推進の仕組み

- ・本計画推進のための留意事項として、以下のようなことがあげられる。

<庁内>

(1) 計画づくりと達成目標の検証およびその成果の公表

- ・10ヶ年計画の前期・後期で施策の検証を行い、計画の進捗を評価する。また、主導施策を中心として、毎年、3年先を見据えた実施計画について検討を行い、その進捗・成果について公表を行う。
- ・計画の検証は、町長を座長とした観光立町推進会議が行う。検証は役場や町内の観光関係者だけではなく外部の専門家の視点を入れることが重要であるため、観光立町推進会議には観光まちづくりに関する専門家(学識経験者等)数名にも委員として委嘱することとする。

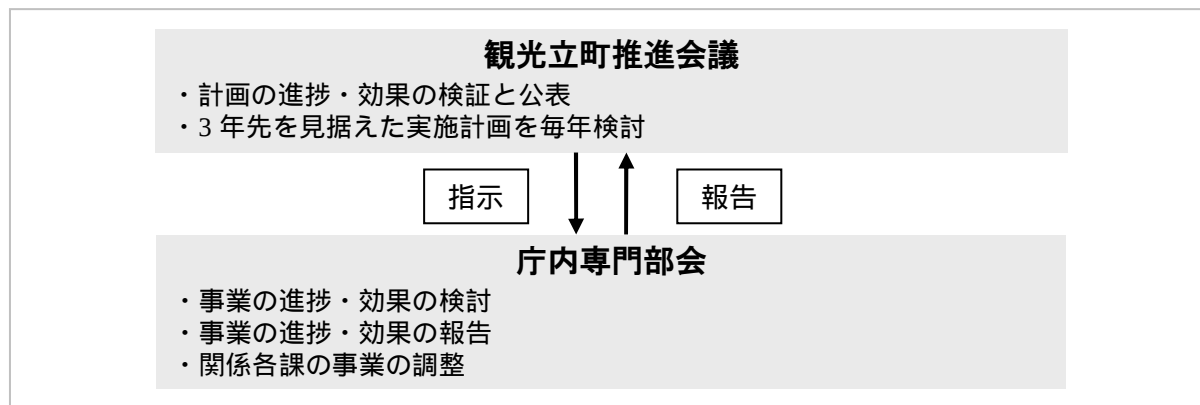
(2) 観光立町推進会議への進捗・達成度の報告の義務付け

- ・計画の進捗等の検証については、観光立町推進会議において行うこととしているが、その内容については、庁内専門部会において、事業の進捗及び今後の対応等についてあらかじめ検討を行った上で推進会議へ報告を行うものとする。

(3) 庁内専門部会を通じた横断型計画の推進

- ・庁内専門部会は観光立町推進会議に報告を行い、検証された内容に基づき、町全体として事業がスムーズに流れるように各課での事業調整を行う。

■富士河口湖町観光立町推進体制図



(4) 基本計画実施に係る予算措置への配慮

- ・庁内専門部会で事業調整を行いながら、更に限られた予算の中で、いかに事業を推進するかについては、
 - 国・県の予算の活用
 - 特別財源の活用
 - 事業効果の検証を行い、事業の統合、廃止、新設を柔軟に行う(スクラップフォービルド)といった手法で予算措置を講じる。

＜国・県との関係＞

○国・県の施策の活用

- ・富士河口湖町は、山梨県の観光を牽引する町であると同時に、富士北麓として、日本における代表的な観光地である。そうした意味から、環境整備などに関しては、国や県の重点的な事業推進を導入すべきである。
- ・具体的な環境整備の内容としては、日本を代表する観光地として世界に恥じない整備が望まれるエリアであり、以下のようなものがあげられる。
 - 船津浜の整備：
 - 主要観光動線の電線埋設：
 - 国立公園を代表する拠点整備：
 - 国道道の重点的な整備：
 - 観光交通のターミナル機能の充実（大池）：

○地域力を育む

- ・金融危機等による財政危機も相まって、地方に対する国の支援は、“選択と集中”に移っている。
- ・国や県との関係を築き、支援を得るためには、“地域の熱意”を示すことも重要であり、このためには、地域の“人”、“もの”、“金”、“情報”を集中させ、事業を着実に成功させる“組織力＝地域力”が必要となっている。
- ・この地域力を育むためには、実践によるノウハウの蓄積が最も重要であり、近道でもある。従って、失敗を恐れずに挑戦することが重要である。失敗は成功の元であり、その中での成功体験が蓄積されなければ、本物の地域力は育たないといえる。
- ・従って、失敗も見込んだ“試行”が特に重要であり、“試行の仕組み”づくりを行うことが求められるが、この点においては、人にノウハウが蓄積し難い行政よりも、住民や民間企業によって組織する民間の“観光まちづくり組織”に期待されるところが大きく、観光まちづくりの“人財（材よりも財）”育成を主眼にした施策を講じることが行政の役割である。

＜地域・住民組織＞

○観光まちづくり組織の自立促進

- ・観光まちづくりは、観光という現象を活用した“まちづくり”であるが、観光まちづくり組織は、地域においてその推進力（エンジン）となるものである。
- ・また、まちづくりは、住民が自らの暮らす場所を豊かにしていこうとする“不断の取り組み”であり、“関心を持つ”ことが第一歩で、さらに、“関心を維持”することが求められる。
- ・従って、自立促進としては、住民の関心を如何に維持するかという点が最も重要であり、そのために、機会、人材、場所、お金をバランス良く提供していくことが求められる。
- ・「町民自ら考え、町民自ら取り組む」ことが理想であり、町民の主体性と創意工夫によ

って自ら地域づくりやまちづくりを担う町民自治への発展を目指し、町民が町政に幅広く参画できる仕組みづくりをめざす。

- ・行政が支援を行い、地域住民の相互交流を促進していくことで、地域住民の「自己責任」「自己決定」「自己実現」の考え方を促し、地域住民と行政とがパートナーシップを築きながらまちづくりを進めていくことが求められる。

■新潟県村上市における住民共同出資型の施設経営(事例:さんぼく生業の里)

- ・コミュニティビジネスとして地域住民が出資して立ち上げを行うケースも増加している。地域の主婦たちが集まって、地域の食文化を中心に暮らし全般の伝統文化を継承しながら現代に活かしていく取組みを観光交流を活用して行っているものも少なくない。



■さんぼく生業の里

- ・古代伝統の織物「しな織り」を中心とした地域資源を活用し、多くの人と交流を図ろうと、平成12年10月に山熊田集落の有志と、町内の有志により「さんぼく生業の里企業組合」を設立し取組みを開始した。
- ・集落内の施設「さんぼく生業の里」で、「しな織り」、「アク笹巻き」などの生業体験の受け入れや、秋には町の特産品の「赤カブ漬け」を体験するイベントなどを開催し、多くの人々と交流を図っている。
- ・集落の五世帯が一世帯当たり百万円を出資することで決まり、これを基金に活動の第一歩を踏み出した。
- ・しかし、総額五百万円では心細かったため、集落外の人にも賛同を呼びかけ、八人の賛同者から新たに五百五十万円の出資を得て、合計千五十万円の出資金でさんぼく生業の里企業組合を設立した。
- ・活動の拠点として集落の入り口にあった空き家を譲り受け、県・町から補助金を受けて約二千六百万円を投資し、平成12年12月に「体験工房」が竣工した

■まちづくりファンドの取組み

- ・地域住民が中心となった事業の立ち上げ、運営に際して資金的な支えとなる仕組みとして“まちづくりファンド”という考え方もある。
- ・先進的なものとして、世田谷のまちづくりファンドなどがあるが、この他にも、(財)民間都市開発推進機構ではまちづくりファンドへの支援を行っており、ファンドそのもの立ち上げをサポートしている。
- ・儲けることが目的ではなく、地域に必要なものを、地域住民からの出資によって創りだしていくという考え方は自立した地域づくりの基礎となるものである。

■自立型まちづくり組織(エリアマネジメント組織)づくり

- ・地域のまちづくりを進める上では、自立したまちづくりが重要であるが、これを進めるためにも“エリアマネジメント”を行う組織づくりは重要である。
- ・熊本市には、中心商店街の代表等が集まった“熊本城東マネジメント”が設立されている。
- ・各店舗ビル所有者が個別に契約しているゴミ処理などを一括して契約してコストを抑制し、浮いた費用の一部を市街地再生ファンドとして積み立て、自己資金で街づくりに再投資する仕組みを実践している。

3) 適切な観光統計の実施

< 既存調査の活用 >

- ・現在、富士河口湖町において把握している観光関連の統計数値は、公共が整備した観光施設の入り込み数が中心であり、民間の集客施設や宿泊施設の情報を元にした、日帰り観光客数、宿泊観光客数は、ともに山梨県の統計を使用している。
- ・宿泊統計に関しては、国において『宿泊旅行統計調査』を平成 22 年度から本格的に実施予定で、現在試験的に実施中である。町内の 33 施設の合計であり、山梨県の調査のおおよそ半分の数値ではあるが、今後の宿泊の動向を把握する上では貴重なデータとなる。
- ・日帰り客数に関しては、山梨県が毎年アンケート調査によって統計をまとめており、当面はこの統計を活用することが望ましい。
- ・この他、レジャー白書や J N T O の実施する国際観光に関する調査や、入湯税や法人税のデータも観光の動向を把握する上では貴重な調査である。それらを活用していくことがまず求められる。

< 調査内容に適した手法の採用 >

- ・アンケート調査は、母集団とサンプルの関係性を想定し、設問を行う必要がある。
- ・例えば、施設などの改善点等を調査する場合、“不満を持っている人（の内のアンケートに答える余裕のある人）”を母集団として、その内の“何割が何に対して不満を持っているか”といった設問を行うことは可能だが、来訪者全員に調査を行って属性等も含めて正確な割合を割り出すことは不可能に近い。
- ・場合によっては、数を集めるよりも、体験者などに集まってもらって座談会を行ったり、数名に深くヒアリングを行うといった手法も効果的である。
- ・従って、先ずは何を把握したいのかということを明確にし、そのためにどの程度のサンプルを集める必要があるかを想定し、効果的に把握ができるように、出口での聞き取り調査や IT 環境を活用する等、内容に対応した調査手法を採用することが望ましい。

< 新たな統計調査 >

- ・国や県の統計だけでは、宿泊施設のタイプや、実際の来訪者のタイプなどが十分に把握できるとは言えず、町独自の調査も必要となる。
- ・この状況を受けて、平成 19 年度、20 年度に聞き取り型のアンケート調査を実施しており、この調査を継続して行うことが望ましいが、調査費用の面から、夏と秋の 2 回を毎年行うことは現実的ではなく、基準値として、8 月の最終週末（金・土曜日）等（平成 20 年も最終の金・土曜日）を設定して定期的に行い、数年に一度の秋などに実施するといった手法が望ましい。
- ・この他に、町内の観光業の状況を把握することは重要であり、宿泊施設、観光施設等の入り込みを町で把握できるように観光協会などに働きかけを行う必要がある。

4) 世界文化遺産登録を踏まえた取組み

- ・「富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議」で登録に向けた検討を行っており、この動きに対応して、町内でも検討を進めている。
- ・この登録に向けた取組みは、“景観計画・条例”と“観光立町推進条例・基本計画”を両輪に地域全体で取り組むものであり、地域のまちづくりに対する意識醸成につながるもので、世界遺産登録に向けた技術的なものが達成できればよいというものではなく、住民が地域の将来に対して関心を持つようになるということが最も重要である。
- ・地域住民が自らの暮らす地域に対して意識的に関わるようになることで、より豊かなまちづくりが推進されることが期待でき、これは観光まちづくりにも相通じるものである。
- ・[1 . 富士河口湖町の観光の現状と課題] の中で示したように、観光面での課題があるが、これらに対して以下のような対応を行う。

■観光面で留意すべき事項

観光資源の保全型利用 を徹底し、その手法を根付かせる機会として世界文化遺産登録の動きを活かす。

- ・富士河口湖町の観光のベースは富士山と湖を中心とした自然環境であり、これを良好な状態で維持する利用手法を徹底することが求められる。
- ・そのために、環境負荷に関する研究も充分行う必要がある。このため、富士河口湖町自然共生研究室や山梨県環境科学研究所等の研究者・機関との連携も重要であり、町としてチャンネルを確保しておくことが求められる。
- ・町内で開発行為を行う際に、文化的な資源も含めて環境が維持され、持続的な活用が可能かどうかの検討を行う。
- ・環境保全・維持に対する検証と活用の仕組みと、支える住民組織づくりという、一連の流れを保全型利用の手法として確立していく。

一時的な入り込み増から減少する状況への対応もあらかじめ想定していく。

- ・世界文化遺産登録ともなれば、一時的な入り込み増が想定されるが、その対応に対しては、環境保全・維持の観点から入り込み数のある程度コントロールできるように受入体制の検討を行う必要がある。

一般住民と観光事業者との協力関係を築き、観光まちづくりへと繋げていく。

- ・まちづくりと観光事業振興の関係者に関して一般住民と観光事業者双方が理解を深める機会として捉え、まちづくりを進めることで観光も活性化するという考え方を浸透させる。
- ・世界文化遺産登録に関して知る機会と議論する場づくりを関係者・関係機関が協力し積極的に設ける。

保全型利用：里山環境などのように、手を入れることで環境が保全されるようなケースについて保全型利用と呼ぶ。

富士河口湖町観光立町推進基本計画
(平成 20 年度富士河口湖町観光立町推進基本計画策定調査実施業務 報告書)

平成 21 年 3 月

策定主体：富士河口湖町

策定調査実施業務受託：株式会社ラック計画研究所

富士河口湖町観光立町推進基本計画
“住民一人一人が楽しく参画する観光まちづくりプラン”

平成 21 年 3 月
富士河口湖町